

租税特別措置法通達新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である

改 正 後	改 正 前
<p><u>(措置法第29条の2第1項第3号の1株当たりの価額)</u></p> <p><u>29の2-1 措置法第29条の2第1項第3号の「1株当たりの価額」は、所得税基本通達25～35共-9の例により算定するのであるが、新株予約権を発行する株式会社（以下「発行会社」という。）が、取引相場のない株式の「1株当たりの価額」につき、昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）（以下「財産評価基本通達」という。）の178から189-7までの例によって算定した価額としているときは、次によることを条件として、これを認める。</u></p> <p><u>(1) 「1株当たりの価額」につき財産評価基本通達179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、新株予約権を与えられる者が発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な族株主」に該当するときは、発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。</u></p> <p><u>(2) 発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によつて計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、新株予約権に係る契約時における価額によること。</u></p> <p><u>(3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によつて計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。</u></p> <p><u>(注) 発行会社が、会社法第108条第1項に掲げる事項について内容の異なる種類の株式を発行している場合には、その内容を勘案して「1株当たりの価額」を算定することに留意する。</u></p> <p><u>29の2-2 省略</u></p> <p><u>29の2-3 省略</u></p> <p><u>29の2-4 省略</u></p> <p><u>(経過的处理)</u></p> <p>改正後の29の2-1の取扱いは、この通達の発遣日以後に新株予約権の行使を行う場合について適用する。</p>	<p>(新設)</p> <p><u>29の2-1 同 左</u></p> <p><u>29の2-2 同 左</u></p> <p><u>29の2-3 同 左</u></p>

所得税基本通達新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である

改 正 後	改 正 前
<p><u>(令第84条第3項本文の株式の価額)</u></p> <p>23～35 共一 9 令第84条第3項第1号及び第2号に掲げる権利の行使の日又は同項第3号に掲げる権利に基づく払込み若しくは給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。)における同条第3項本文の株式の価額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とする。</p> <p>イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額</p> <p><u>(注)その株式の発行人が、会社法第108条第1項((異なる種類の株式))に掲げる事項について内容の異なる種類の株式(以下「種類株式」という。)を発行している場合には、株式の種類ごとに売買実例の有無を判定することに留意する。</u></p> <p>ロ・ハ 省 略</p> <p>ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額</p> <p><u>(注)1 上記ニの価額について、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審(資)17「財産評価基本通達」(法令解釈通達)(以下「財産評価基本通達」という。)の178から189—7まで((取引相場のない株式の評価))の例により算定している場合には、著しく不相当と認められるときを除き、その算定した価額として差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合(同通達189—3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、当該株式を取得した者が発行人にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、発行人は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。</u></p> <p><u>(2) その株式の発行人が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185に定める「1株当たりの純資産価額</u></p>	<p><u>(株式等を取得する権利の価額)</u></p> <p>23～35 共一 9 同 左</p> <p>(1)～(3) 同 左</p> <p>(4) 同 左</p> <p>イ 同 左</p> <p>ロ・ハ 同 左</p> <p>ニ 同 左</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、権利行使日等における価額によること。</u></p> <p><u>(3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。</u></p> <p><u>2 その株式の発行法人が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して当該株式の価額を算定することに留意する。</u></p> <p>(注)省 略</p> <p>(経過的取扱い) 改正後の23~35共-9の取扱いは、この通達の発遣日以後に行う令第84条第3項各号に掲げる権利を行使して、取得した株式の価額について適用する。</p>	<p>(注)同 左</p>